

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和8年9月29日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
------------------------	----

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
---------------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 九州(受)第2600065号
厚生局事案番号 : 九州(国)第2600004号

第1 結論

請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年2月から同年12月まで

私が民間企業を退職後、国民年金の加入が必要とのことで私自身が手続を行い、支払いは家族(父、母、兄、姉)の分と一緒に、父が毎月市役所に納めに行っていた。請求期間の国民年金保険料を納付した記録がないので、保険料納付済期間に認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、自身の国民年金保険料を父親が家族(父親、母親、兄、姉)の分と一緒に納付した旨主張しているところ、オンライン記録によると、当該家族の国民年金保険料は納付済みであることが確認できる。

しかしながら、年金制度共通の番号として基礎年金番号が導入された平成9年1月より前に国民年金の加入手続が行われた際は、年金記録を管理するため、加入者に国民年金の記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されることがとされていたところ、日本年金機構が保管するA県B市が作成した請求者の記号番号(現在は基礎年金番号(*))に係る国民年金被保険者名簿には、昭和61年3月25日作成と記載されており、オンライン記録によると、請求者の記号番号に係る最初の国民年金被保険者資格取得年月日(昭和58年2月1日)の処理日は、昭和61年4月4日とされているほか、請求者の記号番号の前後に近接する国民年金の任意加入被保険者の資格取得年月日及び日本年金機構の回答から、請求者が国民年金の加入手続を行ったのは早くても昭和61年2月であり、当該加入手続時点において、請求期間については、国民年金保険料を徴収する権利が時効により消滅しており、納付することができない期間である。

なお、前述の被保険者名簿によると、請求期間に係る国民年金保険料を納付した記録は確認できないが、請求期間直後の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、「61.4.28 現金納付済」と押印されていることが確認できるところ、当該期間に係る国民年金保険料は、請求期間とは異なり、前述の加入手続時点において徴収する権利は時効により消滅しておらず、納付することができた期間である。

また、請求者の主張どおりに請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者に対し、前述の記号番号(*)とは別の記号番号が払い出されている必要があるが、日本年金機構及びB市は、別の記号番号の払出しは確認できない旨回答している上、当局においても、社会保険オンラインシステムにより旧姓時の氏名を複数の読み方で検索したが、別の記号番号が

払い出された形跡もないことから、請求者の国民年金に係る記録が別の記号番号で管理されていた事情もうかがえない。

さらに、B市は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付の有無の記録は資料がなく確認できない旨回答している。

加えて、請求期間に係る国民年金保険料の納付について、請求者は直接関与しておらず、これを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の具体的な納付状況を確認することができない。

このほか、請求者及び請求者の父親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。